

東京三弁護士会(東京・第一東京・第二東京)から、
台風15号の被害を受けた方にお伝えしたい情報をまとめました。

■罹災(りさい)証明書とは？

住宅の損壊の程度(全壊・大規模半壊・半壊等)を自治体が調査、認定して発行する書類です。各種公的支援を受けるとき等に必要になることが多いので、住宅が被害を受けた方は、お住まいの町・村役場で申請してください。

■「被災証明」「被害認定証明」といった、似た名前の書類もあります。これらは住宅の被害以外の事項を証明するもので、紛らわしいのでご注意ください。

■家屋の応急修理(大島町のみ)

災害救助法が適用された大島町では、住宅の応急修理費の一部を自治体が負担する場合があります(損壊の程度や資力の条件があります)。

★注意点★

- ①町役場で手続をする前に修理してしまうと、補助が受けられない場合があるため、修理業者と契約する前に役場に確認してください。
- ②応急修理費用の補助を受けると、仮設住宅に入居できなくなります。

■農林水産業・中小企業向け支援

被災した農林水産業者や中小企業向けに、東京都が補助金や無利子での融資を用意しています。詳細は東京都の産業労働局にご確認ください。

●弁護士会の無料電話相談を実施します。(10/7~11/8 平日のみ)

○電話番号 03-3581-2233

○受付時間 午前10時~午後2時

詳細は案内チラシをご覧ください。

■罹災証明の調査前の注意

証明書で認定された被害の程度によって、受けられる支援の内容が違う場合があります。

市町村による調査の前に建物を修理する場合は、修理前の被害が分かるように、写真を撮っておくことが重要です(携帯・スマホのカメラで構いません)。

■認定結果に不服があるときは

再調査の申し出ができます。調査担当者に、損壊が大きい箇所を具体的に示す等して、被害の程度が正しく伝わるようにしましょう。

■悪質な修理業者に注意！

家屋の修理を急いでいる状況に付け込んで、高額な修理費用を請求したり、いい加減な工事をする業者が現れているようです。不審な電話や勧誘などがあったときには、家族や周囲に相談してください。トラブルになったら、弁護士にもご相談ください。

■銀行通帳や印鑑、保険証書等がなくなったら

各銀行や保険会社等に対し、関東財務局から次のように要請されています。

- ・通帳を紛失しても、本人確認ができれば預金の引出しに応じる。
- ・銀行印がなければ拇印も可とする。
- ・保険証書や印鑑を紛失しても、本人確認ができれば、保険金の請求手続等を案内する。

金融機関は、これに沿った対応をするものと思われます。